

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
①	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>
	東吾妻町 箱島字鳥ノ木澤	633	9	50-2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、東吾妻町森林整備計画の定めに沿って植栽を実施するとともに、必要に応じて、鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	東吾妻町 箱島字橋倉	878	10	57	
					<経営管理実施権が設定されない場合>
					<ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中人工林については、間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
②	所在	地番	林班	小班	

